

○国土交通省告示第二百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十九年二月二十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道4号改築工事（七戸バイパス・青森県十和田市大字大沢田字北野地内から同県上北郡七戸町字荒熊内地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 青森県十和田市大字大沢田字北野及び字池ノ平地内
青森県上北郡七戸町字太田、字太田野、字策田、字策田川久保、字影津内、字大池、字倉越、字立野頭、字寒水、字豊間内、字大沢及び字荒熊内地内

- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県十和田市大字大沢田字北野地内から同県上北郡七戸町字荒熊内地内までの延長5,700mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道4号改築工事（七戸バイパス）及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道4号改築工事（七戸バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第3号の都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号は、東京都中央区を起点として、福島市、仙台市、盛岡市等を経て、青森市に至る延長860.1kmの首都圏と東北地方を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道4号（以下「現道」という。）の周辺は、平成22年度末開業予定の東北新幹線七戸（仮称）駅の建設や平成13年に七戸町が策定した「第3次七戸町総合開発計画」による整備が進められていること等から、今後自動車交通量の増加等が見込まれているところである。しかしながら、当該区間においては、域内交通と通過交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線道路であることから、交通容量が不足し、交通混雑が発生している。ちなみに、平成18年5月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、青森県上北郡七戸町字太田野地内において、14,363台/12h、混雑度は1.26となっている。

また、現道の存する地域は、豪雪地域対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定され、冬期間の最大積雪深が平均119cmにも及ぶ地域であるが、道路幅員が狭小であるため冬期に十分な堆雪幅が確保されない区間では、車道部及び歩道への堆雪を余儀なくされる等、円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保が著しく損なわれている状況である。

本件事業の完成により、現道における交通混雑の緩和が図られ、冬期に必要な堆雪幅を有したバイパス道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年3月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境調査を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカ及びハヤブサの生息が確認されているが、営巣が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。なお、本件区間内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサクラソウの生育が確認されたが、起業者は、移植の措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知

の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、青森県教育委員会等と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年1月31日に決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う県道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、交通混雑が発生しており、また、豪雪地帯であるにもかかわらず、十分な堆雪幅が確保されていない区間があることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本件事業沿線の七戸町の町長及び町議会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県十和田市役所、同県上

北郡七戸町役場

第6 収用の手続が保留されている起業地

青森県十和田市大字大沢田字北野及び字池ノ平地内

青森県上北郡七戸町字太田、字太田野及び字笹田地内